

# 平成30年度 学術研究奨励金応募要項【自然科学部門】

公益財団法人 三島海雲記念財団

自然科学と人文科学の学術研究において、将来の発展が期待できる優れた研究を支援することを目的としています。

## 1. 対象分野

自然科学部門 : 食の科学に関する学術研究

上記「食の科学」に関する学術とは、食品素材、製造・加工・調理、発酵・微生物利用、栄養・嗜好・生理機能、食の安全、疾病予防などに係る研究を対象とする。

## 2. 助成の種類と内容

### 1) 助成の種類

学術研究奨励金は「個人研究奨励金」と「共同研究奨励金」の2種類に分類します。

#### (A) 個人研究奨励金

個人研究を対象とし、応募する研究者個人に対する助成金ですが、共同研究者のあることを妨げません。

#### (B) 共同研究奨励金

複数の研究機関又は異なる部局の研究者が、共通の課題について、共同して行う研究を対象とし、共同研究グループに対する助成金です。

※ 「個人研究奨励金」と「共同研究奨励金」の申請書は様式が異なりますので御留意下さい。

### 2) 助成金額及び採択件数

#### (A) 個人研究奨励金

1件100万円 両部門合計 54件程度 (総額 5,400万円程度)

(女性研究者と大学院博士課程後期院生で採択件数の30%を目標とします。)

#### (B) 共同研究奨励金

1件200万円～500万円 両部門計 3～5件程度 (総額 1,500万円程度)

### 3) 助成期間 原則として1年間(平成30年7月～平成31年6月)

## 3. 応募資格

### (A) 個人研究奨励金

- ①日本在住の研究者(国籍は問いません)、及び海外在住の日本人研究者
- ②大学院博士課程<後期>在籍者(及びそれに相当する大学院生)
- ③年齢制限は有りませんが、若手研究者及び女性研究者の積極的応募を期待します。

## (B) 共同研究奨励金

①共同研究の代表研究者とします。

代表研究者は、複数の研究機関又は異なる部局の研究者が、共通の課題について、共同して行う研究組織を代表し、計画の推進、取りまとめ等に責任をもって遂行できるものとします。

②代表研究者は国内の大学、研究機関に所属することとします。共同研究者は国籍、所属研究機関の所在地(海外も可)を問いません。

③共同研究者の1名は、代表研究者と異なる外部研究機関あるいは部局に所属していることを必要とします。

④また、原則、分担研究費が100万円以上の共同研究者が一人以上加わることを必要とします。

## 4. 応募資格に関する留意点

①当財団の「個人研究奨励金」と「共同研究奨励金」の両方に申請することは出来ません。

②過去3年以内に当財団から学術賞、奨励金を受贈された方の応募は出来ません。

③当財団助成期間中に、同一又は類似申請研究課題で、他の民間助成財団の助成が決定している方は応募できません。

④公的助成(科研費等)に係る大型研究プロジェクト(総額2,000万円以上)の受領が決定(内定含む)した代表者はご遠慮ください。なお、本助成金を受けられることが内定した後に、上記の公的助成を受けることが決まった場合は、その旨ご連絡いただき受領を遠慮いただきます。

⑤民間企業に所属している方や助成期間中に就職を予定される方は応募できません。また、共同研究者に民間企業に所属している方が含まれている場合も応募は出来ません。

## 5. 推薦者

1) 所属機関の部局長(所属長)、または、これに準ずる方の推薦を必要とします。

①大学：学部長、大学院研究科長又は研究所長(単科大学の場合は学長)

②公立研究所及びその他公的研究機関の長

③大学院生の場合は指導教官も可とします。

2) 「個人研究奨励金」の推薦件数は複数を可とします。

「共同研究奨励金」の推薦件数は1件とします。

## 6. 助成の対象となる費用

1) 研究に直接必要な経費とします。

2) なお、研究機関又は研究室全体の間接経費・一般管理費(オーバーヘッド)は原則として対象外とします。

3) 他の研究機関・組織に転任する場合は、本人に対する研究助成金として新たな研究機関・組織に移し換えを行うこととします。

#### 7. 助成の対象とならない研究

- ① 営利目的、又は営利につながる可能性の大きい研究
- ② 他の機関からの委託研究
- ③ 実質的に完了している研究

#### 8. 応募方法

- ① 当財団ホームページ (<http://www.mishima-kaiun.or.jp>) の「応募手順」を確認のうえ、ご応募下さい。応募には電子登録と申請書による申請が必要となります。
- ② 申請書は「申請書記入要領」に従って正しくご記入下さい。
- ③ 申請書は正本(片面印刷)とコピー各1部をクリップ留めして、本財団宛に郵送して下さい。

なお、ご提出いただいた申請書類は返却いたしませんので、必ずコピーを保管して下さい。

#### 9. 応募受付期間

平成30年1月10日～2月28日(必着)

#### 10. 選考方法

当財団の学術委員からなる選考委員会の選考を経て理事会で決定します。

#### 11. 選考基準

以下の諸点に重点を置き選考します。

##### (A) 個人研究奨励金

- ① 学術的・社会的要請が大きい研究
- ② 独創性に優れ、他の研究の端緒となる可能性のある研究
- ③ 研究計画が十分に検討されていて目的達成の可能性が高い研究
- ④ 国・企業等の補助、助成が得難く当財団事業目的に沿った研究
- ⑤ 若い研究者の萌芽的研究

##### (B) 共同研究奨励金

上記、①～④に加え、

- ⑤ 複数の研究機関、異なる部局の研究者による共同研究
- ⑥ 助成金は共同研究者と適切に配分されていること。

## 12. 選考結果通知

採否の結果は、平成 30 年 6 月中旬までに書面にて申請者宛に通知します。また、本財団ホームページ等で公表します。

なお、採否の理由についてのご質問にはお応えいたしかねますのでご了承下さい。

## 13. 助成金の贈呈

平成 30 年 7 月上旬までに指定銀行口座(銀行振込)に一括交付します。(「共同研究奨励金」の共同研究者分担金も同様とします。)

## 14. 奨励金に対する税法上の特典

本財団助成金は、昭和 44 年 10 月 17 日付大蔵省公示第 96 号により所得税免税の特典があります。

## 15. 研究成果等の報告

- 1) 助成期間満了後の平成 31 年 7 月 20 日までに、研究報告書及び収支報告書を提出して頂きます。
- 2) 提出いただく研究報告書(研究成果概要)は、当財団の「年次報告書」に掲載します。また、財団ホームページで公開します。研究報告書(本編)は財団にて保管します。
- 3) 助成金による研究の成果を発表(論文、口頭)する場合には、当財団の助成を受けたことを明示して頂きます。
- 4) 「共同研究」は、研究期間満了年の秋に開催する報告交流会に参加し報告いただきます。
- 5) 助成期間中に産休育休を取得するものについては、助成期間の延長が可能とします。

## 16. その他

### 1) 個人情報の取り扱いについて

①申請書にご記入頂いた個人情報は、当財団「個人情報保護方針」にもとづき、その利用範囲内で適切に取り扱わせていただきます。

②法令等で定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合は、事前に本人の同意を得て行います。

2) 必要に応じて財団ホームページ「研究助成Q&A」を参照ください。

## 17. 申請書類送付先およびお問い合わせ先

### <申請書送付先>

公益財団法人三島海雲記念財団

〒150-0012

東京都渋谷区広尾 1-6-10 ジラッフアビル

### <問合せ先>

TEL: 03-5422-9898

FAX: 03-5422-9733

E-mail [mishimak15@mishima-kaiun.or.jp](mailto:mishimak15@mishima-kaiun.or.jp)

以上

# 平成30年度 学術研究奨励金応募要項【人文科学部門】

公益財団法人 三島海雲記念財団

自然科学と人文科学の学術研究において、将来の発展が期待できる優れた研究を支援することを目的としています。

## 1. 対象分野

人文科学部門 : アジア地域を対象とし、史学・哲学・文学を中心とする人文社会科学分野における学術研究(但し、日本を中心とする研究は除く)

## 2. 助成の種類と内容

### 1) 助成の種類

学術研究奨励金は「個人研究奨励金」と「共同研究奨励金」の2種類に分類します。

#### (A) 個人研究奨励金

個人研究を対象とし、応募する研究者個人に対する助成金ですが、共同研究者のあることを妨げません。

#### (B) 共同研究奨励金

複数の研究機関又は異なる部局の研究者が、共通の課題について、共同して行う研究を対象とし、共同研究グループに対する助成金です。

※ 「個人研究奨励金」と「共同研究奨励金」の申請書は様式が異なりますので御留意下さい。

### 2) 助成金額及び採択件数

#### (A) 個人研究奨励金

1件100万円 両部門合計 54件程度 (総額 5,400万円程度)

(女性研究者と大学院博士課程後期院生で採択件数の30%を目標とします。)

#### (B) 共同研究奨励金

1件200万円～500万円 両部門計 3～5件程度 (総額 1,500万円程度)

### 3) 助成期間 原則として1年間(平成30年7月～平成31年6月)

## 3. 応募資格

### (A) 個人研究奨励金

- ①日本在住の研究者(国籍は問いません)、及び海外在住の日本人研究者
- ②大学院博士課程<後期>在籍者(及びそれに相当する大学院生)
- ③年齢制限は有りませんが、若手研究者及び女性研究者の積極的応募を期待します。

## (B) 共同研究奨励金

①共同研究の代表研究者とします。

代表研究者は、複数の研究機関又は異なる部局の研究者が、共通の課題について、共同して行う研究組織を代表し、計画の推進、取りまとめ等に責任をもって遂行できるものとします。

②代表研究者は国内の大学、研究機関に所属することとします。共同研究者は国籍、所属研究機関の所在地(海外も可)を問いません。

③共同研究者の1名は、代表研究者と異なる外部研究機関あるいは部局に所属していることを必要とします。

④また、原則、分担研究費が100万円以上の共同研究者が一人以上加わることを必要とします。

## 4. 応募資格に関する留意点

①当財団の「個人研究奨励金」と「共同研究奨励金」の両方に申請することは出来ません。

②過去3年以内に当財団から学術賞、奨励金を受贈された方の応募は出来ません。

③当財団助成期間中に、同一又は類似申請研究課題で、他の民間助成財団の助成が決定している方は応募できません。

④公的助成(科研費等)に係る大型研究プロジェクト(総額2,000万円以上)の受領が決定(内定含む)した代表者はご遠慮ください。なお、本助成金を受けられることが内定した後に、上記の公的助成を受けることが決まった場合は、その旨ご連絡いただき受領を遠慮いただきます。

⑤民間企業に所属している方や助成期間中に就職を予定される方は応募できません。また、共同研究者に民間企業に所属している方が含まれている場合も応募は出来ません。

## 5. 推薦者

1) 所属機関の部局長(所属長)、または、これに準ずる方の推薦を必要とします。

①大学：学部長、大学院研究科長又は研究所長(単科大学の場合は学長)

②公立研究所及びその他公的研究機関の長

③大学院生の場合は指導教官も可とします。

2) 「個人研究奨励金」の推薦件数は複数可とします。

「共同研究奨励金」の推薦件数は1件とします。

## 6. 助成の対象となる費用

1) 研究に直接必要な経費とします。

2) なお、研究機関又は研究室全体の間接経費・一般管理費(オーバーヘッド)は原則として対象外とします。

3) 他の研究機関・組織に転任する場合は、本人に対する研究助成金として新たな研究機関・組織に移し換えを行うこととします。

#### 7. 助成の対象とならない研究

- ① 営利目的、又は営利につながる可能性の大きい研究
- ② 他の機関からの委託研究
- ③ 実質的に完了している研究

#### 8. 応募方法

- ① 当財団ホームページ (<http://www.mishima-kaiun.or.jp>) の「応募手順」を確認のうえ、ご応募下さい。応募には電子登録と申請書による申請が必要となります。
- ② 申請書は「申請書記入要領」に従って正しくご記入下さい。
- ③ 申請書は正本(片面印刷)とコピー各1部をクリップ留めして、本財団宛に郵送して下さい。  
なお、ご提出いただいた申請書類は返却いたしませんので、必ずコピーを保管して下さい。

#### 9. 応募受付期間

平成 30 年 1 月 10 日～2 月 28 日 (必着)

#### 10. 選考方法

当財団の学術委員からなる選考委員会の選考を経て理事会で決定します。

#### 11. 選考基準

以下の諸点に重点を置き選考します。

##### (A) 個人研究奨励金

- ① 学術的・社会的要請が大きい研究
- ② 独創性に優れ、他の研究の端緒となる可能性のある研究
- ③ 研究計画が十分に検討されていて目的達成の可能性が高い研究
- ④ 国・企業等の補助、助成が得難く当財団事業目的に沿った研究
- ⑤ 若い研究者の萌芽的研究

##### (B) 共同研究奨励金

上記、①～④に加え、

- ⑤ 複数の研究機関、異なる部局の研究者による共同研究
- ⑥ 助成金は共同研究者と適切に配分されていること。

## 12. 選考結果通知

採否の結果は、平成 29 年 6 月中旬までに書面にて申請者宛に通知します。また、本財団ホームページ等で公表します。

なお、採否の理由についてのご質問にはお応えいたしかねますのでご了承下さい。

## 13. 助成金の贈呈

平成 29 年 7 月上旬までに指定銀行口座(銀行振込)に一括交付します。(「共同研究奨励金」の共同研究者分担金も同様とします。)

## 14. 奨励金に対する税法上の特典

本財団助成金は、昭和 44 年 10 月 17 日付大蔵省公示第 96 号により所得税免税の特典があります。

## 15. 研究成果等の報告

- 1) 助成期間満了後の平成 31 年 7 月 20 日までに、研究報告書及び収支報告書を提出して頂きます。
- 2) 提出いただく研究報告書(研究成果概要)は、当財団の「年次報告書」に掲載します。また、財団ホームページで公開します。研究報告書(本編)は財団にて保管します。
- 3) 助成金による研究の成果を発表(論文、口頭)する場合には、当財団の助成を受けたことを明示して頂きます。
- 4) 「共同研究」は、研究期間満了年の秋に開催する報告交流会に参加し報告いただきます。
- 5) 助成期間中に産休育休を取得するものについては、助成期間の延長が可能とします。

## 16. その他

### 1) 個人情報の取り扱いについて

- ①申請書にご記入頂いた個人情報は、当財団「個人情報保護方針」にもとづき、その利用範囲内で適切に取り扱わせていただきます。
- ②法令等で定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合は、事前に本人の同意を得て行います。

### 2) 必要に応じて財団ホームページ「研究助成Q&A」を参照ください。

## 17. 申請書類送付先およびお問い合わせ先

### <申請書送付先>

公益財団法人三島海雲記念財団

〒150-0012

東京都渋谷区広尾 1-6-10 ジラッフアビル

### <問合せ先>

TEL: 03-5422-9898

FAX: 03-5422-9733

E-mail [mishimak15@mishima-kaiun.or.jp](mailto:mishimak15@mishima-kaiun.or.jp)

以上